

重点路線・地区での活動

- 重点路線・重点地区では、速度違反取締りのほか、信号無視、運転中の携帯電話使用違反、横断歩行者等妨害違反などの交通事故に直結する交通違反の取締りを強化しています。
- 重点路線・重点地区以外の場所や重点時間帯以外の時間帯も取締りを行っています。

重点路線・地区以外の活動

- 重点路線以外の路線では、パトカーによる赤色灯を点灯してのレッド走行や交通事故多発場所における駐留警戒等の街頭活動を行っています。
- 児童等の通学路のゾーン30(歩行者・自転車の安全確保を優先とする目的で制限速度30kmとする区域を設定)とその他の安全対策を組み合わせ、速度抑制等を図る対策や通行禁止取締りを行っています。
- 通学やその周辺では、通学児童等の通学時間帯におけるパトロール及び交差点での警察官による立番を行っています。
- 富士吉田警察署管内は、観光地という地域柄、県外運転者や外国人運転者による交通事故も多く発生しているため、道の駅等において、県外運転者などに対する、事故防止啓発活動を行っています。

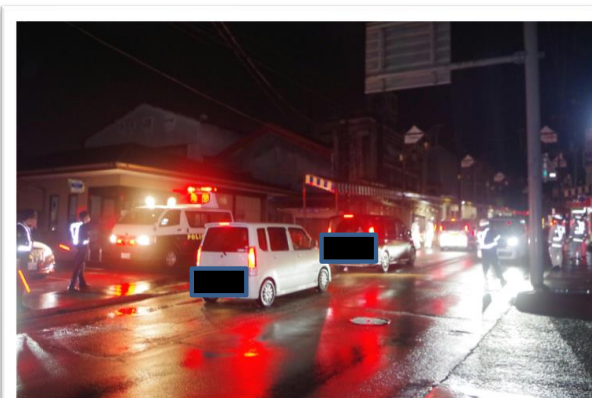
各種対策状況



通学路における見守り活動



交通事故多発場所における街頭活動



飲酒検問



交差点における交通取締り